

宇 情 個 審 答 申 第 2 号
令 和 8 年 3 月 3 1 日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 原 田 大 樹

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年8月18日付け、7宇都交第252号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書非公開決定（公開請求拒否）（公開請求に係る公文書の内容：①JR小倉駅北駐輪場で令和6年1月31日付で届出があった自転車等駐車場利用料金還付申請書、②①に基づき市役所内で処理された文書等一式、③②に基づき、還付振込された経理書類等一式）に係る審査請求についての諮問

答 申

第 1 結 論

宇治市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定を取り消し、改めて当該文書の存否を明らかにして、公開決定等をすべきである。

第 2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

令和 7 年 6 月 26 日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「① J R 小倉駅北駐輪場で令和 6 年 1 月 31 日付で届出があった自転車等駐車場利用料金還付申請書、②①に基づき市役所内で処理された文書等一式、③②に基づき、還付振込された経理書類等一式」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の決定及び審査請求人への通知

令和 7 年 7 月 10 日、実施機関は、条例第 10 条の規定により、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため、当該公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する公文書非公開決定（公開請求拒否）（以下「本件決定」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）を送付した。

3 審査請求

令和 7 年 7 月 14 日、審査請求人は、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

条例第 10 条の規定による本件決定の取消しを求めるものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件請求に対する非公開決定の理由として、「一般人が知り得ない情報を知っていることを前提とした公文書公開請求であり、当該公文書が存在するか否かを公開することは、個人の情報の有無を公開することとなる」との説明がなされているが、これは失当である。

当該情報については、既に市の公式ホームページ上にて公表されており、一般にも周知されている情報である。したがって、当該公文書の存在の有無が個人のプライバシーに直結するとはいえず、非公開理由としての正当性を欠く。

情報公開は、原則公開であり、本件決定はこの原則を逸脱しており、透明性確保と

いう行政の基本原則にも反する。よって、本件決定は違法または不当であるため、速やかに取消し公開決定されるべきである。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、令和7年6月25日付け公文書公開請求において、第三者の個人情報（氏名等）を記載のうえ、還付申請書や口座振込伝票等の公開請求をされた。実施機関は、個人情報（氏名等）の記載があることから、公開請求拒否（存否応答拒否）になるとの説明を行った。その際、審査請求人からは、その個人情報や日付を含む還付請求の経過は、駐輪場の管理人であった際に知り得た情報であるとの発言があった。

翌日の令和7年6月26日、審査請求人は、「昨日の請求内容を修正したもので、存否応答拒否を避け、部分公開であっても公文書の写しとして取得するための請求方法を相談したい」、「不正を把握し利用者本人を告発するための証拠として取得したい」として、請求件名に個人情報（氏名等）の記載がない、該当する1日に限った日付を指定したもの（本件請求）と、該当する1日を含んだ1年間を指定した公文書公開請求書2通を職員に見せ、持参された請求書2通のうち、本件請求書を提出された。

以上のことから、本件請求は、一般人が知り得ない情報を知っていることを前提とした公文書公開請求であり、当該公文書が存在するか否かを公開することは、特定の人物が還付申請書を提出し、その手続きが完了したかどうかという個人情報の有無を公開することとなるため、非公開（公開請求拒否）とする本件決定を行ったものである。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件文書の特定について

本件請求に係る公文書は、令和6年1月31日付けで申請があったJR小倉駅北自転車等駐車場を対象とする宇治市営自転車等駐車場に係る利用料金還付申請に関する公文書（以下「本件文書」という。）である。

2 条例第10条該当性について

(1) 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」旨規定している。そして、「公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、請求に係る公文書が実際に存在するか否かに関わらず、その存否を明らかにするだけで、条例第6条各号に掲げる非公開情報を公開してしまうような場合をいう。

よって、本件請求に係る公文書が、宇治市に存在しているか否かを答えると非公開情報を公開することとなるか判断する。

(2) 条例第6条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定しており、同号ただし書アからウまでに該当する場合のみ非公開情報から除外している。

(3) 審査請求人は、令和6年1月31日時点でJR小倉駅北自転車等駐車場の管理人であったことから、同日付けで同駐車場を対象とする利用料金還付申請があつた事実を把握していることを、実施機関の職員に対して打ち明けており、当該申請をした者が誰であるか認識している。そして、本件文書が存在するか否かを公開すると、特定の人物が還付申請書を提出し、その手続きが完了したかどうかという事実の有無を公開することとなり、この情報（以下「特定情報」という。）は条例第6条第2号に掲げる非開示情報に該当すると実施機関は解釈し、条例第10条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した。

(4) これらを踏まえ、特定情報が、条例第6条第2号に掲げる非開示情報に該当するか判断する。

まず、特定情報が「個人に関する情報であつて特定の個人を識別することができるもの」に該当するか判断する。

条例第6条第2号に規定する特定の個人を識別することができるものには、「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものが含まれ、この「他の情報」には、報道等により公になっている情報は当然、近親者、地域住民等の関係者のみが知っている情報も含まれる。ただし、特別の調査をしなければ入手し得ないような情報は含まれない。

通常、「自転車等駐車場利用料金還付申請書」に係る公開請求があつた場合、条例第8条の規定により、当該申請書に記載される住所、氏名等の条例第6条各号に掲げる非公開情報に係る部分を除けば、特定の個人を識別することはできない。

審査請求人はJR小倉駅北自転車等駐車場の管理人であつたという事情があり、特定情報を知り得ているが、特定情報に関して、関係者のみが知っている情報とし「他の情報」に該当すると判断するか、それとも特別の調査により知り得た情報であり「他の情報」に該当しないと判断するかについては、議論の余地がある。したがって、特定情報が「他の情報」に該当するか否かについては、ひとまずおき、次に「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当するか判断する。

「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」とは、一般人の感受性を基準として、社会通念上他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報をいう。

特定の自転車等駐車場を利用していたがその利用をやめ、既納の駐車料金の還付を申請し、その手続きが完了したかどうかという情報は、社会生活上のありふれた

事実であって、一般人の感受性を基準として判断すると、社会通念上他人に知られたいと望むことが正当であるとは認められない。

したがって、特定情報は、仮に「他の情報」に該当し、「個人に関する情報であつて特定の個人を識別することができるもの」に該当するとしても、「通常他人に知られたいと望むことが正当であるとは認められるもの」とは言えず、条例第6条第2号に掲げる非開示情報に該当しないことから、本件請求に係る公文書が、宇治市に存在しているか否かを答えると非公開情報を公開することとなるとは認められない。

以上のとおり、本件文書が、宇治市に存在するか否かを答えずに、存否応答拒否した処分は妥当ではないため、改めて本件文書の存否を明らかにして、公開決定等をするべきである。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年 月 日	経 過
令和7年 6月26日	公文書公開請求
令和7年 7月10日	公文書非公開決定(公開請求拒否)
令和7年 7月14日	公文書非公開決定に対する審査請求
令和7年 8月18日	情報公開・個人情報保護審議会諮問
令和7年11月13日	実施機関から意見書収受
令和7年12月 5日	審査請求人から反論書収受
令和7年12月24日	実施機関から意見聴取(令和7年度第2回審議会)
	審議(令和7年度第2回審議会)
令和8年 2月18日	審議(令和7年度第3回審議会)
令和8年 3月31日	答申